

図書館の自由

第127号 (2025年5月)

日本図書館協会 図書館の自由委員会

<もくじ>

| | |
|--|----|
| 1. 全国図書館大会長崎大会・図書館の自由分科会より ----- | 1 |
| 2. 図書館の自由・表現の自由をめぐる記事紹介 ----- | 8 |
| (1) 米国での禁書・検閲の動きとトランプ政権での影響 | |
| (2) 全国学校図書館協議会選定図書への批判 | |
| (3) IFLAがCode of Ethicsについてのアンケート結果を公表 | |
| (4) 返却本から個人情報流出、関係者が減給処分 | |
| 3. 釜石市立図書館(岩手県)で企画展「図書館の自由」を開催 ----- | 11 |
| 4. 「自由宣言」のある風景—沖縄県図書館協会の取り組み ----- | 12 |
| 5. セミナー「図書館の自由2025開催決定！」 ----- | 12 |
| 6. 新聞・雑誌記事スクラップ ----- | 13 |
| 7. 委員会からのおしらせ ----- | 18 |

1. 全国図書館大会長崎大会・図書館の自由分科会より

図書館の自由委員会は、第110回全国図書館大会長崎大会において、動画配信による分科会「「図書館の自由に関する宣言」採択70周年」を担当した。分科会動画の総視聴数は4,597回に上り、多くの参加者にご視聴いただくことができた。

本分科会の記録は、大会参加者に配布された大会記録集『第110回全国図書館大会長崎大会記録』(2025年3月刊)に掲載されているが、大会事務局、講演者の木村草太氏の許可を得ることができたため、スペースの都合により記録誌に掲載できなかった補足資料や参照リンクなども追加し、全文を掲載する。

基 調 報 告

「図書館の自由・この一年」

山口 真也 (図書館の自由委員会委員長)

1. 資料収集・提供の自由をめぐる問題

■御嵩町立図書館での寄贈本の扱いをめぐるその後■ 2022年3月9日、岐阜県・御嵩町立図書館での寄贈本(杉本裕明著『テロと産廃』花伝社、2021)の取り扱いについて、町議会において「あんなでたらめ(図書館に)置くわけにはいかん」と町長が発言したことを受け、同図書館は著者贈呈本を倉庫に入れ、4件あった閲覧リクエストにも応じなかったとする報道があった。その後、町議会での指摘や教育

委員会での検討を経て、同年4月には同書の貸出を開始したが、5月、同書の著者が受贈を1年間保留にされたことについて、名誉毀損、精神的苦痛を受けたとして1万1千円の損害賠償を求めて岐阜地裁に提訴、のちに町広報紙記載記事による名誉棄損の訴えも加わることになった。その後、2023年10月6日付で著者と町との和解が成立、10月11日には町ホームページに「[和解の趣旨](#)」として、「今後は、表現・出版・図書閲覧等の自由が確保されることを目指し、図書寄贈等の受け入れの基準と手続きを明確化・透明化し、(中略)、被告図書館に掲げられている「図書館の自由に関する宣言」の遵守に努める」と掲載された。

本件については、図書館の自由委員会(以下、自由

委員会)の西河内靖泰前委員長による「事実誤認があるなら、反論の小冊子を付けばいい」というコメントが『朝日新聞』(2022年3月10日・名古屋版)に掲載されるという出来事もあったが、こうした発言は実際にはなく、西河内は「反論するなら冊子でも出して書架に置けばいいという意味」での発言であったというコメントを『週刊金曜日』(1370号、3月25日)に寄せている。その後、新聞社との話し合いにより、発言の事実がなかったことが確認され、2024年3月23日、「当該本に反論を貼り付けるよう提案する趣旨の発言ではありませんでした」と紙面にて「おわび」が掲載されたことを付記しておきたい。

■著作権侵害を理由とする利用制限要請■ 出版者のサイトなどで、著作権侵害を理由として出版物の絶版・回収が告知されることがある。最近でも、2023年11月に『しんどい心が軽くなる 今日のネコさんの教え』(KADOKAWA)、2024年3月に『ヴィルヘルム・ディルタイの教育学』(勁草書房)、8月に『価値の創造主』(日経BP社)などが、不適切な引用、創作関与者の不記載などを理由として絶版・回収措置がとられ、所蔵館への利用制限を求める動きも一部みられた。

著作権に関わる争いがある場合、当該出版物を初蔵し、開架を続けることに不安を感じ、回収や利用制限に応じてしまう図書館もあるかもしれない。自由委員会では、回収要請については図書館としての社会的・歴史的役割をふまえて応じないとしてきたが、利用制限については、SNSが発達する中で複雑な事例も増えてきていることから、日図協の著作権委員会との意見交換を行い、2024年9月、委員会の原則的な見解を公表することとした(右図はその概要)。詳細は、委員会サイト「こんなとき、どうする?」の中の「著作権侵害を理由とする利用制限についての基本的な考え方」を参照してほしい。

2. 出版をめぐる出来事—出版中止・異議・回収要請

■書籍の出版中止・書店への脅迫■ 2023年12月、KADOKAWAが、翌月に発売を予定していた『あの子もトランスジェンダーになった：SNSで伝染する性転換ブームの悲劇』と題する書籍の刊行を中止するという出来事があった。「トランス差別本」との批判がSNSでも広がったことがその理由である。同書は4月に産経新聞出版社から『トランスジェンダーになりたい少女たち：SNS・学校・医療が煽る流行の悲劇』と題して刊行されることになったが、発売前には産経新聞社へ「発売を中止しなければ取り扱い書店に

放火する」といった脅迫が届くこともあり、店頭やネットでの販売を自粛するケースもみられたという。

自由委員会の見解 (基本的な考え方)

- 著作権侵害を理由として利用制限を検討するにあたっては、
 - ① 裁判所の公的な判断があること、かつ、
 - ② 著作者と認められる人物等からの制限要請があること、をその要件とする。

「裁判所の公的な判断」とは、著作権侵害が確定したとする判決だけでなく、仮処分決定、未確定の第一審判決などの中間的判断も含まれる。また、訴訟において裁判上の和解が成立し、著作権侵害の事実が和解調書に記載された場合には確定判決と同様の効果が生じることになる。

「裁判所の公的な判断」については、判決文、あるいは和解調書の内容をもとにその内容を把握する必要がある。判決文や和解調書などの内容から著作権侵害の存否が不明確な場合は、制限を検討する要件を満たさないという点には注意が必要である。

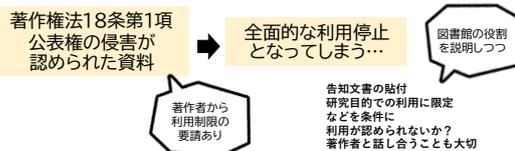
- 著作権法113条では、著作権を侵害する行為によって作成された資料を、「情を知って、頒布し、頒布の目的をもって所持」する行為についても著作権侵害とみなすと規定している。したがって、裁判等において著作権侵害が確定した資料について、著作者と認められる人物等から図書館に対して利用制限の要請がなされた場合には、図書館での頒布行為を停止しなければならない。ただし、ここで言う「頒布」とは、「貸出」「複製」を指しており、利用制限が「閲覧」「朗読」といったサービスに及ぶことはない。

(侵害とみなす行為)第113条 次に掲げる行為は、当該著作人的人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物(前号の輸入に係る物を含む。)を、情を知って、頒布し、頒布の目的をもって所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもって所持する行為

- 著作権法18条第1項においては、著作物を公表するかしないかを決定できる権利が著作者に定められている。裁判所の公的な判断によって公表権の侵害が認定されており、著作者と認められる人物等から図書館に対して利用制限の要請がなされた場合には、貸出、複製、閲覧、朗読なども含めてその提供を全面的に停止しなければならない。

(公表権)第18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

- 図書館の自由の原則では、何らかの制限を加える場合であっても、「より制限的でない方法」を検討することも求めている。司法判断の内容を告知する文書を添付した上で提供する、研究目的での利用は許可する、など、利用制限のあり方を要請者と協議を重ねた上で決定することが重要である。



図書館での制限の動きは今のところ報じられていないが、本書は様々な意見が寄せられるからこそ、自由な論議や学習に役立つ資料となるだろう。図書館での収集や提供において自己規制が起らないようにしたい。

■出版社からの書籍の回収要請■ 2024年4月、『せいろをなぞっておぼえる：につぼんちずでんしゃじてん』(視覚デザイン研究所)の表紙に誤植があることがわかり、訂正版との交換を購入者へ求める文書が公開された。2024年6月、『調剤報酬実務必携』(2024年6月版、薬事日報社)の回収のお知らせが公

開され、「不備を修正した改訂版ができ次第、回収・交換したい」とする呼びかけがあった。

自由委員会では、出版者からの回収・交換要請があった場合の望ましい対応として、①図書館には「いったん出版されたものについて、それが出版されたという事実を記録するという社会的・歴史的役割」があること、②回収・交換に安易に応じずに旧版と改訂版の両方を保持すること、③旧版の誤りについては訂正表などを添付する形で対応することなどを呼び掛けている。詳細については自由委員会サイト「こんなときどうする—出版者から回収・差替えの要求があったとき」を参照してほしい。

3. 検閲・表現の自由をめぐる出来事

■米国での禁書運動の拡大■ 2021年以降、全米の学校図書館や公共図書館において、検閲要請の件数が急増している。対象となっているのは、主にLGBTQ+や有色人種(黒人)によって書かれたもの、あるいはこれらのテーマを扱ったものである。フロリダ州では、当事者を含めて全ての児童生徒がLGBTQ+関連の絵本や書籍を学校で読むことも借りることもできず、教員はLGBTQ+の話題を教室で出すこともできない状態となっているという。発端は黒人差別の歴史を学校で学ばせることへの白人家庭(保護者)からの反発にあったとされるが、LGBTQ+関連書籍にも飛び火し、低学年児童に身体の部位を教える絵本にも波及しているという。

■米国での禁書運動の拡大

- 2021年以降、全米の公共・学校図書館において検閲要請の件数が急増中。

| 年 | 排除要求の件数 | 排除要求されたタイトル数 |
|---------|---------|--------------|
| 2020年まで | 約200 | 約230 |
| 2021年 | 602 | 1858 |
| 2022年 | 1,031 | 2,571 |
| 2023年 | 9,38 | 4,240 |

「児童向け絵本を「性的」審査の対象にした図書館、理由は著者の姓が「ゲイ」だから」(front-row)

- 排除要求の主な対象は、性的マイノリティ(LGBTQ+)や有色人種(黒人)によって書かれたもの、あるいはこれらのテーマを扱ったもの。メアリー＝ルイーズ・ゲイの絵本『Read Me a Story, Stella』も対象に？



こうした検閲への要請は、子どもの権利保護を名目とした、「白人・異性愛者が基準の社会」を目指し、マイノリティにその同化を求める保守派による政治的なムーブメントである、とする意見もあり、日本の図書館においてもそうした動きが今後強まる可能性は否定できない。自由委員会では、『図書館雑誌』連載「こらむ」(2023年10月号、2024年10月号)にて、多様な資料へのアクセスの自由を保障することが、子どもたちの読む権利の実現につながることは

もちろん、メディア・情報リテラシー教育においても重要であること、さらに特定の思想の排除は、表現の自由を侵害し、社会の多様性を損なうだけでなく、図書館の存在意義も問われることを指摘し、「誰でも、どこでも、何でも、読める」ための不断の取り組みと声を上げ続けることの重要性を呼びかけた。

■映画「宮本から君へ」、助成金の不交付取り消し判決■ 映画への公的助成金を、出演者の薬物事件を受けて不交付としたことは適法か否かが問われていた裁判において、一審では不交付は違法、二審では不交付の判断は公益に合致する、と判決が分かれていたが、2023年11月17日、最高裁において、助成金不交付が取り消され、表現の自由を尊重する判決が出されることとなった。

判決によると、「不交付が広がれば表現行為が萎縮する可能性があり、憲法21条が保障する表現の自由の趣旨に照らしても看過しがたい」とされている。図書館においても何らかの事件を犯した人物にかかわる資料が収集・提供され、そのことが問題視されることもある。図書館の自由に関わる重要な判決として受け止めたい。

■映画「ヤジと民主主義」、その後の動き■ 2019年夏の参院選において街頭演説する安倍晋三首相(当時)にヤジを飛ばした市民らが北海道警の警察官に排除された問題の背景に迫るドキュメンタリー映画「ヤジと民主主義 劇場拡大版」が2023年12月から全国公開された。選挙活動と「ヤジ」の関係については、2024年6月の衆院東京15区補欠選挙で他陣営の選挙活動を妨害したとして、つばさの党の代表ら3人が公選法違反(自由妨害)の疑いで逮捕されたことで議論が再燃している。この事件を受けて、北海道警に排除された札幌市の団体職員の一人は「ヤジ訴訟と今回の問題を同列に考えないでほしい」「拡声器を使ったつばさの党の方法と、肉声で訴えた私たちとは方法が異なる」と発言している(『北海道新聞』2024年6月17日)。2024年8月には北海道警に排除された男女二人が訴えた裁判で、最高裁は男性の上告を退ける一方、女性については道に賠償を命じる判決が確定している。最高裁の決定を受けて、女性は「やじの排除は表現の自由への侵害で違法だと認められても、そのラインは何だろうと、もやもやは残ったまま」と話している(NHK WEB、2024年8月20日)。「ヤジを飛ばす権利」をどこまで保障するかという論点は、表現の自由・言論の自由に関わる問題であり、図書館の自由にも通底する課題として今後も注視したい。

■『帝国の慰安婦』をめぐる韓国大法院判決■ 日本軍慰安婦被害者に対する名誉棄損罪に問われた『帝国の慰安婦』(2013 年韓国で出版)の著者、朴裕河(パク・ユハ)世宗大学名誉教授の上告審判決が 2023 年 10 月 26 日韓国大法院であった。韓国大法院はソウル高裁の有罪判決を「無罪の趣旨」により破棄し、ソウル高裁に審理を差し戻した。判決では、学問的表現物に対する評価は刑事処罰ではなく公開討論を通じて行われるべきと論じられた。韓国内では「無罪だからといって朴氏の主張が正しいわけではない」とする報道が目立ったが、日韓の歴史問題を巡る議論が刑事事件に発展する事態の歯止めがかけられた。日本の言論界にも共通する問題提起が含まれる判決として紹介したい。

4. プライバシー保護をめぐる出来事

■教育データの利活用と図書館への影響■ 「GIGA スクール構想」の下、小中高校において 1 人 1 台端末の配備がなされ、学習アプリの利用や探究学習でのウェブサイトからの情報収集など、ICT を活用した教育活動が進められている。こうした動きは「個別最適化学び」を実現することを目指していることから、児童生徒の個人情報をも徹底的に利活用することが前提となっている。それらの情報は「スタディログ」「ライフログ」とも呼ばれ、学習到達度や検索履歴など、子どもたちの様々な生活場面を学校側が把握できるようになっている。こうした動きについては、利用目的の特定・明示が不十分な状態で、Edtech 企業がそれらの教育データを取り扱うことなどを問題視する声や、日常的なデータ収集が子どもたちのストレスとなり、発育上の弊害が大きいとする批判もある。「学校が支給するタブレットだから学校側が利用状況をチェックするのは当然」という考え方は「学校が支給する図書だから利用状況を学校側がチェックするのは当然」という考えにも転じやすい。個人情報の利活用はどこまで許されるのか、検討が急務である。

■リサイクル本からの利用者情報の流出■ 2023 年 10 月 31 日、北九州市立中央図書館において、利用者の氏名が記載された旧式のブックカードが残ったままの状態のリサイクル本が市民へ譲渡された可能性があることが発表された。同市内の旧小森江東小学校の図書館の廃棄資料が中央図書館のリサイクルフェアにて配布され、当日の午後、職員がカードの存在に気が付いたという。

学校図書館もようやくコンピュータ式での貸出が

広がってきたが、カード式で貸出を行っていた頃の古いカードがそのままになっているケースもあるのではないだろうか。古いカードが本の中に放置されるということは学校内で日常的にプライバシーの侵害が起きているということである。読書の自由を保障するためにも、古い資料の総点検と、専任・専門の職員の配置を求めたい。

■サイバー攻撃によるサービス停止とデータ流出■

海外において、サイバー攻撃によって図書館のシステムが機能しなくなる事例が複数発生している。この 1 年でも、カナダのトロント公共図書館、カナダのロンドン公共図書館、英国図書館などがサイバー攻撃を受け、サービスの一部が利用できなくなったほか、職員や利用者の情報が漏洩した可能性があるとしている。

日本でも、2022 年 10 月に那覇市立図書館がサイバー攻撃を受け、市内の全館において貸出・返却・予約等のシステムが一時的に使用できない状態になった。利用者情報の保護はもちろんだが、サービスが停止することで利用者の知る自由が侵害されないよう、各図書館においてはセキュリティ対策のあり方を常に点検してほしい。

■マイナンバーカード取得者専用の電子図書館■

2023 年 9 月、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した取り組みとして、マイナンバーカード取得者専用の電子図書館サービスがスタートするという報道が一部であった。自由委員会はニューズレター『[図書館の自由](#)』121 号(2023 年 11 月)においてこの動きを取り上げ、マイナンバーカードを活用した図書館サービスの提供にはプライバシー保護上の懸念事項があると同時に、「公正な利用」という観点からみて課題があることを指摘した。図書館問題研究会も、2024 年 3 月に声明「[電子書籍サービス\(電子図書館\)の利用について、マイナンバーカードの取得を条件とすることに反対します](#)」を発表、「別の任意の行政手続を利用条件として課すことは、「誰一人取り残さないデジタル化」を目指す政府の方針とも整合」せず、「法の下での平等を定めた憲法 14 条、教育を受ける権利の平等を定めた憲法 26 条の理念に反し、ユニバーサルサービスとしての図書館サービスを毀損する」ことを問題視している。今後の動きを注視したい。

5. 自由宣言採択 70 周年にあたって

■自由宣言 70 周年記念講演会の開催■ 2024 年は

「図書館の自由に関する宣言」が1954年に採択されて70周年にあたる記念の年となる。自由委員会では9月7日、日本図書館協会にて東京都立大学教授・木村草太氏を招き、記念講演会「憲法学者からみた「図書館の自由」」を対面開催し、図書館関係者はもちろん、図書館に関心を持つ市民の皆様も含めて、60名を超える参加があった。木村氏の講演を通して、図書館の自由を支える憲法理論について学ぶ機会を得るとともに、講演後には参加者からの質問に木村氏から丁寧に回答していただいた。

■ブックレット『戦争と図書館』の刊行■ 自由委員会では、2023年11月に開催された第109回全国図書館大会にて「戦争と図書館」をテーマとする分科会を開催し、新屋朝貴氏、瀧慎一氏、荒木英夫氏を招いてご講演をいただいた。その記録集として2024年9月に自由委員会が編集したものが『戦争と図書館：戦時下検閲と図書館の対応』(JLA Booklet No.17)である。

本ブックレットを通して、知る自由を保障するという図書館の役割が民主的な社会の基盤であり、世界中で戦火が絶えない状況の中、平和を実現するための手段として図書館員の「不断の努力」がますます求められていることを読者とともに共有したい。

基調講演

憲法学者からみた「図書館の自由」

木村 草太 (東京都立大学法学部教授)

はじめに

「図書館の自由を支える憲法理論」をテーマとして、「表現の自由と知る自由」「文化専門職としての司書」「プライバシー権と個人データ保護」「暴力からの自由(保護)」を取り上げたい。



1. 表現の自由と知る自由

「図書館の自由に関する宣言」(以下、自由宣言)にある「知る自由」とは何か。奥平康弘先生の『なぜ「表現の自由」か』(東京大学出版会)をもとに考えてみたい。

多くの教科書では、表現の自由の保護範囲を「自分の思想を表明すること」と定義しているが、奥平先生は「コミュニケーションの自由、情報、メッセージを伝達する自由」というように、「コミュニケーション」や「伝達」という言葉を使って定義している。表現というのはメッセージの発信者がいて、それを受け取る人がいる、そうでなければ表現とは言えない、これが奥平先生の見解である。

なぜ表現の自由は基本的人権として保護されなければならないのか。奥平先生はその社会的価値、つまり「自己統治の価値」を強調し、「民主主義的秩序」という言葉で説明している。民主主義ということ、政治的な場面を思い浮かべるかもしれないが、それだけではない。私たちは様々な社会的決定をして豊かな社会を作り上げている。多くの人が社会的決定に自由に参加することでその決定を豊かにしていく、それが民主主義的な秩序である。例えば、文化や芸術は、優れた作品を評価して、選んで、蓄積して次の世代に受け継ぐ営みである。誰でも見ることができ、誰でも評論することができ、受け継いでいくべきものは何かを決めていくことで、文化はより豊かになる。これが民主主義的秩序のイメージである。このことは、政治的決定にももちろん共通する。一部のしか政治的決定に参加できないとなると、汲み取られない意見が出てくる。学術、経済活動など様々な分野でこの民主的な秩序が我々の社会的決定を豊かにしている。だからこそ、表現の自由というのは社会的価値がある。

奥平先生がもう一つ強調しているのは「制度の中の自由」という概念である。奥平先生は、国家が作り出す制度の中にしかない表現行為がある、としている。例えば、選挙運動という表現行為は全く自由にやっていいわけではなく、選挙制度というルールの中で営まれている。しかも選挙運動のルールを決める公職選挙法は、国会で定めている。そうするとどうしても現職の国会議員に有利なルールも作られやすくなる。現職の方が知名度が高いので、選挙運動期間は短いほうがよい。テレビCMとかビラ配りもできなければできないでよいということになってしまう。このように、制度の性質というものをふまえて表現の自由の性質を考えることも大切である。

表現の自由については、「萎縮効果」という言葉がセットで語られることもある。営利広告とは違ってふつうの表現行為は、すぐに得になるという性質のものではない。例えば、デモ行進に参加した時に、お金はもらえないし、交通費も時間もかかるし、暑い中歩かないといけないからむしろ損をしている。それでもデモ行進をやることによって、誰かに言葉が伝わって、考えてくれる人が現れて、少しずつ社会は良くなる、というのがデモ行進である。したがって、表現の自由というのは「売買」よりも「贈与」に近い。そうすると、お金の絡まない表現は見返りが非常に少ない、あるいはまったくないので、その行為には脅されるとすぐにやめてしまうという性質が生じることになる。そして、容易に萎縮してしまうからこそ手厚く守る必要がある。

ここで、裁判の傍聴について争われた「レパタ訴訟」も紹介しておきたい。裁判は公開が法上の原則であり、誰でも見に行くことができる。ただし、昭和の時代は、法廷でメモを取っていいのは報道機関だけというルール運用されており、一般人がメモを取ると裁判の公正さが損なわれる、と考えられていた。租税法の研究者であったローレンス・レパタはこうした日本の裁判所の対応を「あり得ない」として訴え、この訴訟がきっかけになり、法廷で誰もが自由にメモを取れるようになった。判決文によると、「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重される」とある。このように図書館の自由宣言に書かれた「知る自由」は憲法に根拠を持っており、最高裁判判断などでもしっかり確認されている。

2. 文化専門職の責任と独立

自由宣言には「全ての国民はいつでもその必要とする資料を入手し、利用する権利を有する」と書かれており、この権利を「社会的に保障することに責任を負う」ことが図書館の役割とされている。これに関連して注目したいものが、蟻川恒正先生が岩波講座の『現代の法』という論文集の中で展開した「文化専門職の独立」という概念である。

学問、芸術、文芸、スポーツなど、文化活動にはお金がかなりかかる。お金がある人だけでやってくださいという政策をとると、文化は「死に体」になってしまう。とすれば、文化活動をやりたい人に必要なだけのお金をあげられる社会が理想だが、そうすると国の財政はすぐにパンクしてしまう。つまり、文

化を豊かにするには、公的助成が必要であると同時に、「選抜助成」を必然的に伴うことになる。

こうした文化助成の選抜は誰がやるのか。いくらぐらいの助成をどの分野にするかというのは政治的に決まるとしても、具体的に何を選ぶかは、各分野の専門家の委員会を作り、選んでもらうしかない。図書館もまた同様である。「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」を実現しようとする、各地に国立国会図書館的なものが必要となるが、それは無理な話だろう。必然的に本を選んで市民に提供することになり、司書による蔵書の選抜は文化助成で言う選抜助成の一種ということになる。このように司書は文化選抜の専門家の一つであり、市民に提供する本の優先順位をつけることができる、それが司書の専門的な知見であり最も重要な職能である。

文化専門職というのは政治的圧力の対象になりやすい。例えば、オリンピック選手の派遣に補助金を出す場合に、あの選手は「君が代」を歌うことを拒否しているから金額を削りましょう、と言う人もいるかもしれない。しかし、それをやっていくと文化内在的な選抜ができなくなる。最近、拉致問題に関する資料の充実要請が文科省から図書館にあったが、これと同じ話だろう。拉致問題について全く知ることができない図書館は何か欠けていると思うが、政治的にやるべきだ、圧力を受けてやるということになると、図書館の選抜というのは、市民のために最良の本を選書するところから、政治的に勝ったものが選ばれるということに変化してしまい、図書館の役割を果たせなくなってしまふ。このように文化の選抜は専門家によって行われるべきあるとすると、文化専門職は独立してはいけないという法理が必要となる。蟻川先生は、憲法 21 条、あるいは 23 条の学問の自由から、文化専門職による選抜助成の場合の専門職の独立と責任という 2 つの概念が導かれるとしている。

最近、「宮本から君へ」という映画に関する裁判が話題になった。出演俳優が薬物事件で逮捕されてしまい、この映画を国が助成していると国が薬物を宣伝しているようだと、専門の委員会による手続きを行わずに、助成の打ち切りを決定したことが問題になった。最高裁は打ち切りを取り消したが、表現行為の内容に萎縮的な影響が及ぶことのないよう、きちんとした説明が成り立たないと打ち切りはできませんよ、という判決を打ち立てたことになる。

これらの出来事を通して私が感じることは、文化専門職である司書は非常に厳しい環境にいるという

ことである。非正規職員が増えているという話も耳にするが、文化専門職としてふさわしい待遇と独立性が与えられなくてはいけないということはぜひ声に出してほしい。

3. プライバシー権と個人データ保護

「プライバシー権」は、これまで「個人情報コントロール権」と捉えられ、ひろく支持されてきた。人には、個人情報を無断で収集・利用・加工をされない権利があり、収集・利用・加工をする場合には全て同意が必要だという内容である。ただし、裁判所はこのようなコントロール権は認めていない。そんな権利が本当にあるのかという疑問をもつ法学者もいる。

個人情報コントロール権というものは、全く違う2つの権利が合体して生まれたものではないか、ということが指摘され始めている。「いわゆる」つきのプライバシー権というものは、知られること自体が苦痛となるような、個人の情報を知られない権利として議論が始まった。出発点はアメリカではイエロージャーナリズム、日本では「宴のあと事件」である。ここでのプライバシー権は、知られること自体が権利侵害となるような秘匿性の高い情報、前科、病歴、自分の裸の写真などを保護対象としている。

こうしたプライバシー議論とは別に、20世紀の終わりになると個人データの保護という考え方が広がっていく。個人の情報がコンピュータで扱われる時代になると、複製、検索が容易になり、何に使われるかわからないという不安が広がることになる。こうした時代背景の中で、個人情報を不適正に利用されない権利を保障する仕組みが必要だと意識されるようになる。ここでの個人情報は、プライバシー情報と一致するとは限らない。例えば、個人の電話番号は、知られるだけで苦痛となることは通常はない。それでもなぜ私たちが電話番号を知られるのが嫌なのかというと、いたずらや詐欺に使われるのではないかと、という不安があるからである。

この仕組みでは、適正正当な目的であっても、関連性のない個人情報が人の評価に使われてよいのか、という問題も出てくる。ローン会社の信用調査において、あるロックバンドを聴いている人はあまりお金を返さないというような相関関係が示された統計があるとして、それをその人の評価に使っていいのか、正しい個人情報の使い方なのか、というような問題である。性別や人種は、服装、名前、肌の色などを見ればかなりのことが分かるので、いわゆるプライバシーには当たらないが、だからといって、あな

たはこの人種だからこう扱いますとか、あなたは女性なのでこう扱います、といったことが行われてよいはずがない。

このように個人情報には、人の評価に使ってよい情報と使ってはいけない情報というのがあり、だからこそ本人がコントロールできなければならない。個人情報のコントロール権は「個人データ保護のOECD8原則」に定められているが、その考え方がいわゆるプライバシー権と混ざった結果、評価決定をしない場合であっても、収集・利用・加工に全て本人の同意がいる、というような権利の構成になってしまい、2つの権利が1つに混ざり合ってしまう、よくわからない状況が生まれてしまったのだろう。

図書館にとっては、2つの権利はともに重要である。利用履歴は当然プライバシーであるし、評価決定のために使いたがる主体はきっと出てくるので、無断利用はあってはならない。例えば、公立図書館の運営を民間委託している自治体で、利用履歴や利用者情報をその委託企業のマーケティングのために利用します、というようなことがあるとすれば、プライバシーの問題であると同時に不適正な利用ということになる。

4. 暴力からの自由(保護)

自由宣言の末文の「図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である」という部分に注目してみたい。

「あいちトリエンナーレ事件」では、ある展示内容がターゲットにされ、電話での抗議が殺到して事務局がパンクし、愛知県の他の部局、例えば農業の部局にも電話が行くようなことがあった。ガソリンをまくぞ、というような脅迫もあったという。

この事件では表現の自由が論点になることが多かったが、私は、脅迫にさらされない自由、暴力からの自由が侵害されていることこそが問題だと考えている。事件検証を行うヒアリングの場に呼ばれた際、「抗議電話にはどう対応したらよいか？」という質問があったが、私は「さっさと切りましょう」と答えた。違う部局への電話には「うちはその部局じゃない」と言って切ってよし、何度もかけてきたら「業務妨害」と言えばいい。事務局に抗議の電話があった場合も、展示内容の説明ができるのは文化専門職として選ばれたものだけだから、展示の意図を問われたら「管轄外のことなので」と伝えて、「作家に届けますので文章でまとめて手紙にして送ってください」と言えば、電話での対応は終わってよい。

船橋市西図書館蔵書廃棄事件も暴力からの自由に関わっている。事件をめぐる裁判では、原審、高裁とも、著者が図書館に対して本を廃棄されたということの思想の自由、表現の自由の侵害として訴える権利はないとしたが、最高裁では「著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみ」、「図書館蔵書の著作者には、公立図書館の職員に不公正な取扱いによって著書を廃棄されない利益」があるという判決になった。ただし、最高裁は賠償額の認定はできないため、高裁にて賠償額の認定をやり直しなさいとなった。高裁の判決は「一人あたり2000円」とあまりにも安い。最高裁は、専門職として職責を果たしていない国家賠償事案として見ているが、高裁の裁判官はそのようには見ていないことがこの金額からわかる。たまたま司書だった人物が暴漢のように市の財産を破壊したという見方であり、私もこの立場をとっている。著者が船橋市に賠償請求するというのは変な話であり、船橋市がたまたま司書だった窃盗犯、器物損壊犯に対して賠償を求め、そういう見方もできる。

こうした事案を見るときにも、やはり文化専門職、

そして司書の専門性、職責というのが一つの基準になってくる。暴力は図書館や自由の敵だということも改めて理解しておきたい。

おわりに

自由宣言は、「日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である」ということを言っている。ここでは、君主主権において名君と暗君がいるように、国民主権における国民にも質があるということが示されている。

自由宣言を理解する上で、国民主権という原理に言及することはとても大事だと思う。東大出版会から9月に出版される『**憲法**』という私の本の中で、主権とは何かについて紹介しているので、ぜひ参照してほしい。

(文責：図書館の自由委員会 山口真也・鈴木崇文)

2. 図書館の自由・表現の自由をめぐる記事紹介

(1) 米国での禁書・検閲の動きとトランプ政権での影響

米国図書館での禁書の動きを取り上げたドキュメンタリー番組「[世界のドキュメンタリー ねらわれた図書館 アメリカ“分断の最前線”](#)」が、2025年3月11日、NHK BSにて放送された(原題：LIBRARY WARS、フランス/カナダ、2024年制作)。ルイジアナ州の公共図書館の管理委員会で検閲に反対する意見を述べた学校司書がネット上で誹謗中傷を受け、訴えられるという出来事を中心に、禁書の動きが全米の公共図書館から学校図書館へ広がっていること、背景に米国でのナショナリズムの高まりがあり、図書館はそれを脅かす存在として捉えられ、公人である司書は攻撃しやすい対象として認識されていることなどが紹介された。

トランプ政権誕生後もこうした動きはさらに加速しており、IMLS(図書館・博物館サービス機構)の廃止命令と一部の州による法的措置、連邦助成金の削減、学術研究への政治介入など混乱が広がっている。

日本国内の米軍基地に設置されている学校の図書館にも影響があると考えられるが、基地内の学校には軍関係者以外の(基地の外からの)一般通学も可能となっているケースもあり、国内の問題としても捉える必要があるだろう。

※関連記事

- ・ 「米・EveryLibrary、トランプ大統領が「芸術、人文学、博物館・図書館サービスの促進」に関する大統領令を撤回したことについて声明を発表」『カレントアウェアネス-R』2025.01.31. <https://current.ndl.go.jp/car/239246>
- ・ 「アメリカ疾病予防管理センターが論文の出版を撤回するように指示、「LGBT」「ジェンダー」などの用語を削除するため」『GIGAZINE』2025.02.03. <https://gigazine.net/news/20250203-cdc-orders-retraction-research-lgbt-gender/> <https://archive.is/x0F3j>
- ・ 塚本直樹「NASA、トランプ大統領令で科学グループ活動を一時停止 2~4月の会議が次々と中止に」『UchuBiz』2025.02.04.18:09. <https://uchubiz.com/article/new57793/>

- ・ 「米国アーキビスト協会、米国国立公文書記録管理局 (NARA) の最高責任者の解任を受けて声明を発表」 『カレントアウェアネス-R』 2025. 2. 14. <https://current.ndl.go.jp/car/239971>
- ・ 「英・図書館情報専門家協会 (CILIP)、米国当局によるデータ削除及び改変について事例提供を呼び掛け」 『カレントアウェアネス-R』 2025. 2. 20. <https://current.ndl.go.jp/car/240331>
- ・ 「「デジタル焚書」手染める覇道 「気候変動」米連邦サイトから次々削除 トランプ政権、科学より信条」 『毎日新聞』 2025. 2. 25. <https://mainichi.jp/articles/20250225/dde/001/030/030000c>
- ・ Peaches 「トランプ政権の言論統制か。ジュリアン・ムーアの著作が発禁処分に」 『ELLE』 2025. 03. 02 <https://www.elle.com/jp/culture/celebgossip/g63965885/culture-celebgossip-peaches-julianne-moore-celebrities-2502/> <https://archive.is/XxL9K>
- ・ 「米国防総省、原爆投下機写真が削除候補 「ゲイ」で誤認か」 『日本経済新聞』 2025. 03. 07. 16:53. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0CB078VT0X00C25A3000000/> <https://archive.is/g17fA>
- ・ 「ALA statement on White House assault on the Institute of Museum and Library Services」 2025. 03. 15. https://www.ala.org/news/2025/03/ala-statement-white-house-assault-institute-museum-and-library-services?fbclid=IwY2xjawJEQQdleHRuA2FlbQIxMQABHbt-R2GPUThZmcqWUy3nYAEb3d_eWjDzeHOAakIaeNdbhgJlq9Jw4PmTVQ_aem_uP5m4BToQOEoirIyVKqd4g
(※博物館・図書館サービス研究所に対するホワイトハウスの攻撃に関する ALA の声明)
- ・ 「女の子がそばかすを受け入れる物語」が図書館から撤去…アメリカで続く「禁書」何が起きているのか?」 『文春オンライン』 2025. 03. 09. <https://bunshun.jp/articles/-/77420> 『週刊文春』 2025. 03. 13.
- ・ 「PEN America、米国の公立学校において 2023-2024 年に禁書対象となった書籍に関する分析調査結果を公開」 『カレントアウェアネス-R』 2025. 03. 14. <https://current.ndl.go.jp/car/242380>
- ・ 「IFLA calls for the reversal of cuts to IMLS, archives, restrictions on freedom of research in the United States」 2025. 03. 19. <https://www.ifla.org/news/ifla-calls-for-the-reversal-of-cuts-to-impls-archives-restrictions-on-freedom-of-research-in-the-united-states/>
(※図書館博物館局 (IMLS) とアーカイブ (NARA) の廃止ないしは縮小に関する大統領令に反対する ALA の声明が公表されたことに呼応する IFLA からの会長名での声明)
- ・ 「米・連邦政府の官僚機構削減を継続する大統領令が発令される：博物館・図書館サービス機構 (IMLS) 等が対象」 『カレントアウェアネス-R』 2025. 03. 21. <https://current.ndl.go.jp/car/243184>
- ・ 「米・メイン州立図書館、連邦政府からの資金調達が困難となったことにより臨時休館」 『カレントアウェアネス-R』 2025. 04. 25. <https://current.ndl.go.jp/car/252034>
- ・ 「米政府サイト、消えた 1000 ページ トランプ政権、情報操作の跡」 『日本経済新聞』 2025. 04. 30. <https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/deleted-website/> <https://archive.is/daXtE>

禁書・検閲の動きは米国以外でも世界各地で起きている。

- ・ 「題名に「パレスチナ」の 100 冊、イスラエル警察が書店から押収…常連客の学者「恥ずべきだ」」 『読売新聞オンライン』 2025. 02. 11. 17:28. <https://www.yomiuri.co.jp/world/20250211-OYT1T50088/> <https://archive.is/SBZM4>
- ・ 「東エルサレム、強まる言論圧力 題名にパレスチナ・描かれた旗…書店から 100 冊押収 店主逮捕」 『朝日新聞』 2025. 02. 20. 05:00. <https://digital.asahi.com/articles/DA3S16153442.html>
- ・ 「題名にパレスチナ、描かれた旗 書店で 100 冊押収 イスラエル圧力」 『朝日新聞』 2025. 02. 20. 06:00 <https://digital.asahi.com/articles/AST2M3T55T2MUHBI023M.html>
- ・ 「地球の歩き方」中国で禁書扱いか 2019 年にチベットで没収報告、外務省は把握せず」 『産経ニュース』 2025. 02. 27. 14:25. <https://www.sankei.com/article/20250227-HZGGHZ3VCF3ZIBGOW4KE2KNBU/> <https://archive.is/nTCSk>
- ・ 「中国の高度な AI 検閲システムが漏えいしたデータセットにより明らかに」 『Gigazine』 2025. 03. 27. https://gigazine.net/news/20250327-llms-and-china-rules/#google_vignette

(2) 全国学校図書館協議会の選定図書をめぐる

2025 年 4 月 10 日、参議院外交防衛委員会において、1985 年の日航機墜落は事故ではなく、自衛隊が関わった事件であると主張している書籍が、全国学校図書館協議会による選定図書とされていることが議論された。自衛隊 0B の佐藤正久氏(自民党)は「何も知らない子供たちが推薦図書として図書館で触れることで国土交通省や防衛省が否定する事実を本当のこのように受けてしまう」と述べ、是正を訴えた。こうした批判を受けて、選定図書となっている書籍の著者の一人である青山透子氏は、「科学的調査分析を行った」とコメントしている。

図書館団体による選定図書への批判は、2011 年にも、日本図書館協会が選定した『こっきのえほん』(戸田デザイン研究室)、『20 年間の水曜日』(東方出版)をめぐる起きている。

※関連記事

- ・ フォーサイト編集部「日航機墜落の「デマ本」3冊を学校図書館に推薦、文科省「天下り次官」の無責任 IN-DEPTH【ニュースの深層】」『Foresight フォーサイト』2025.05.01. <https://www.fsight.jp/articles/-/51354> <https://archive.is/EHacQ>
- ・ 奥原慎平「日航機墜落事故 40 年、拡散される陰謀説 「自衛隊の関与は断じてない」政府が強く否定」『産経新聞』2025.05.01.7:00. <https://www.sankei.com/article/20250501-IBAEULDM6ZNXPF0XSJL26PTXKE/> <https://archive.is/S77Z2>
- ・ 「日航機墜落の陰謀説唱える書籍は「図書館協議会選定図書」」『産経新聞』2025.05.01.09:58. <https://www.sankei.com/article/20250501-H5D7UDNLZVKNZAERNHNE2ZS3WA/> <https://archive.is/DerPi>
- ・ 「日航機墜落到「自衛隊関与説」の作家、青山透子氏「科学的調査分析を行った」コメント全文」『産経新聞』2025.05.02.12:10. <https://www.sankei.com/article/20250502-F5KCNVMQCBCCVMEPCKZACSIK3A/> <https://archive.is/oVbUp>
- ・ 工藤博司「日航ジャンボ機事故めぐり「自衛隊撃墜」説、国会で「陰謀説」と対策訴え 当事者 JAL の見解と対応は」『J-Cast ニュース』2025.05.02.21:00. <https://www.j-cast.com/2025/05/02504052.html?p=all>

(3) IFLA が Code of Ethics についてのアンケート結果を公表

国際図書館連盟 (IFLA) 情報への自由なアクセスと表現の自由に関する委員会 (FAIFE) は、2012 年に公表された「図書館および情報専門職のための IFLA 倫理綱領」の見直しを進めている。このプロセスの第一歩として、2025 年初頭、委員会は IFLA の会員、ボランティア、その他の関係者を対象に、倫理綱領の認知度や利用状況、また綱領が取り扱うテーマの現在における妥当性に関する意見を収集するためのアンケートを実施した。日本図書館協会も本調査に協力しており、世界中の約 700 機関からの回答をもとにした集計結果は以下で公表されている。

- ・ 「A constant priority, but changing responsibilities: results of the survey on IFLA' s Code of Ethics」2025.3.31. <https://www.ifla.org/news/a-constant-priority-but-changing-responsibilities-results-of-the-survey-on-iflas-code-of-ethics/>

(4) 返却本から個人情報が流出、関係者が減給処分

2024 年 9 月、個人情報が記載された文書のコピーが誤って挟まれたまま返却された本が次の利用者の手に渡る、という出来事が報じられ、2025 年 3 月、コピーを挟んだまま返却した保育士の処分が発表された。

自由委員会では「こらむ」(2024 年 11 月号)で本事例を紹介しつつ、自身や周囲を過信せず、日々の取り組みを見つめ直すよう注意を呼びかけている。図書館側も日々のチェックを怠らないようにしたい。

※関連記事

- ・ 「図書館返却書籍のメモ紙で発覚 個人情報持ち出しの保育士減給」『カナコロ 神奈川新聞』2025.3.

4. 05:00. <https://www.kanaloco.jp/news/government/article-1152549.html>
- ・ 「【二宮町】町立百合が丘保育園で個人情報漏洩、保育士の給料減給処分と管理職3名も処分に（湘南エリア個人情報漏えいニュース）」『湘南人』2025.03.04. <https://shonanjin.com/news/ninomiya-yu-rigaoka-nursery-information-leak/> <https://archive.is/oiNaa>
 - ・ 「令和6年9月9日記者発表 町立百合が丘保育園における個人情報の持ち出し及び漏洩について」（二宮町記者発表資料）『湘南 二宮町』2024.09.09. <https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000002604.html> <https://archive.is/f5YSf>
 - ・ 「保育士、個人情報を本にはさんで図書館返却 保護者19名影響【神奈川県】」『ACTアクト』2024.10.01. https://act1.co.jp/2024_10_01-2/ <https://archive.is/K3kMg>

3. 釜石市立図書館(岩手県)で企画展「図書館の自由」を開催



令和7年1月24日(金)から2月16日(日)の期間、岩手県釜石市の内陸部に位置する釜石市立図書館1階の閉架書庫前スペースにおいて、企画展「図書館の自由」を開催しました。

「鉄と魚とラグビーのまち」として知られている釜石市は、岩手県の南東部に位置する人口約3万人の地方都市です。当市の海岸部は、半島部と入り江が織りなす優美なりアス式海岸が形成されており、豊かな自然にあふれています。「近代製鉄発祥の地」としても知られており、2015年にユネスコ世界遺産へ登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である橋野鉄鉱山は、国内で現存する最古の洋式高炉跡

となっています。また、当市は、平成23年3月に発生した東日本大震災で、甚大な被害を受けましたが、1日も早い復旧・復興を目指し、安全・安心のもとで暮らしやすく、また未来に誇れるまちを次世代に継承できるよう、一步一步、まちづくりに取り組んでいます。

釜石市立図書館の歴史は古く、大正4年11月に町立図書館として、当時の釜石尋常高等小学校内に開設したのが始まりで、市内各地を転々した後、昭和58年11月に現在の釜石市小佐野町に新築開館し、現在に至ります。普段、当館で開催する図書展や企画展は、児童向けのものや季節的なもの、その年の出来事に関連したものをテーマとすることが多いのですが、日本図書館協会が掲げている「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」といった『図書館の自由』に関する認識について、幅広く周知し、これを機会に利用者に考えて頂くことを目的に、今回、企画展「図書館の自由」を開催したものです。

展示では、図書館の自由委員会様が作成した「図書館の自由」展示パネル（B2横サイズ）を計15枚お借りし、全てのパネルを展示しました。そのうち、「1なんでも読める 自由に読める!？」のパネルに取り上げられている記事に関連する当館所蔵の図書も併せて展示しました。展示した図書の冊数は27点でした。

図書館の自由委員会様からパネルをお借りした際に同梱されていた「図書館の自由パネル展示感想・ご意見などご自由にお書き下さい」と題したノートも展示に併せて設置したところ、設置したノートを熱心に閲覧している利用者も多く、今回の当館の展示期間中に数件の書き込みがありました。書き込みには、「すばらしいですね、これは釜石の図書館独自でやっているものですか？」などの内容がありました。開催期間中は、老若男女問わず多くの利用者に見られ、学生も関心を持って展示を眺めていました。パネルは上下に並べて設置したのですが、下側のパネルに対して、しゃがみこんでじっくり見ている利用者も多く見受けら

れました。

「図書館の自由」とは、国民の「知る自由」に裏付けされたものであり、今回の企画展を通じて、「図書館の自由」の本質について、利用者だけでなく私たち職員も再認識する機会となりました。

(釜石市立図書館 館長 遠野英希)

「図書館の自由展示パネル」の利用方法は p. 19 をご覧ください。

4. 自由宣言のある風景 — 沖縄県図書館協会の取り組みより

沖縄県の図書館関係者が館種を超えて集まり、編集発行している『沖縄県図書館協会誌』第 28 号(通巻第 40 号、2025 年 3 月刊)において、「図書館の自由に関する宣言」の採択 70 周年を記念し、各図書館から提供された写真スナップをもとにした「図書館の自由まつわる沖縄の図書館の風景」という特集企画が掲載されている。

本誌は、沖縄県図書館協会のブログ(<https://okitokyo.ti-da.net/e12911401.html>)にて公開されており、公共図書館や大学図書館(計 17 館)の取り組みを紹介した写真スナップのページも見ることができる。企画の趣旨について「自由宣言に込められた願いは、戦後の占領下において、日本国憲法の下での本土復帰と平和を希求したかつての沖縄にも重なるように思います」と説明されている。沖縄と自由宣言の歴史を重ね合わせながら、各館の取り組みをぜひご覧いただきたい。



- 協会誌(冊子版)は沖縄県図書館協会の個人会員・団体会員に毎年 1 回発行・送付されています。会員申込は <https://okitokyo.ti-da.net/c186818.html> から。

5. セミナー図書館の自由 2025 「ぶらっしゅあつぷ! 図書館の自由」開催決定!

「図書館の自由」に関わる最近の事例を紹介しながら学び直す現役図書館員のためのセミナーです。日常、直面する課題に取り組むワークショップもあります。図書館の自由の問題を一緒に考えませんか?

- 日時： 2025 年 9 月 13 日(土) 13:00-16:30 (受付 12:30~)
- 会場： 日本図書館協会研修室 (〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14)
- 内容： 1. 講義「図書館の自由最近の動向」(90 分) (講師：井上靖代委員)
2. 日常の事例をもとにした参加型ワークショップ(80 分)
- 募集： 対面 30 名(館種は問わない、3 年以上図書館勤務経験のある現役の方)
オンデマンド (講義部分の配信 10 月 1 日~31 日 どなたでも)
- 参加費用(税込み)：対面 会員 2,200 円 一般 4,400 円
オンデマンド 会員 1,100 円 一般 2,200 円
※事前振り込み、申込受付後に支払い方法をご連絡します。
- 申込期間： 2025 年 7 月 1 日(火)~8 月 17 日(日) 先着順
※右の QR コード、または <https://x.gd/L7TWZ> よりお申し込み下さい。
- テキスト： 『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説第 3 版』(日本図書館協会刊、2022) ISBN: 978-4-8204-2202-0 本体価格: 1,500 円 / 『「図書館員の倫理綱領」解説 増補版』(日本図書館協会刊、2002) ISBN: 978-4-8204-0124-7 本体価格: 700 円
※各自でご用意ください。当日は会員価格で販売いたします。
- 問合せ： 図書館の自由委員会事務局 (連絡先は本誌奥付に記載)



6. 新聞・雑誌記事スクラップ

(日付順に配列。テーマにより適宜まとめている。有料会員限定記事や公開期間経過によるリンク切れの記事もあるが、見出し情報としてそのまま掲載した。)

2025年1月まで

- ・ 重岡式典「国民融合路線が地域を変えた：広島市の30年の歩み(第13回・第14回)」『人権と部落問題』76(12), 75-80, 2024-12, 77(1), 72-77, 2025-01
- ・ 長野光「トランプ政権に急旋回したメタ、SNS事業者がファクトチェックを放棄して起きる、既に起きつつある惨状」『JBpress』2025.01.30. <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/86311> <https://archive.is/kpXTL>
- ・ (社説)「SNSの偽情報 防止は事業者の責務だ」『北海道新聞』2025.01.31. 04:00. <https://www.hokkaido-np.co.jp/article/1117634/> <https://archive.is/B2sUJ3>
- ・ 「経済安保の機密資格、重要情報19項目を指定 民間も対象」『日本経済新聞』2025.01.31. 05:00. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA27B0V0X20C25A1000000/>
- ・ 「違法な情報、SNS事業者の対応を法整備へ 偽・誤情報対策で議論」『朝日新聞』2025.01.31. 20:54. <https://digital.asahi.com/articles/AST103KONT10ULFA00MM.html>
- ・ 「図書館オススメBOOK 書名 戦争と図書館 戦時下検閲と図書館の対応」『三陸新報』2025.01.31.

2025年2月

- ・ 鈴木崇文(こらむ図書館の自由)「著作権侵害を理由として資料の利用制限を求められた場合」『図書館雑誌』vol.119, no.2, 2025.02, p.63.
- ・ 山口真也, 鈴木崇文(令和6年度(第110回)全国図書館大会長崎大会ハイライト)「第7分科会/図書館の自由「図書館の自由に関する宣言」採択70周年」『図書館雑誌』vol.119, no.2, 2025.02, p.77.
- ・ 石川ゆたか(図書館員の本棚)「戦争と図書館」『図書館雑誌』vol.119, no.2, 2025.02, p.108.
- ・ 吉野恵子(ほん・本・Book)「戦争と図書館：戦時下検閲と図書館の対応」『みんなの図書館』574, 2025.02, pp.63-66
- ・ 山本順一(図書館の生態系32)「日本の図書館の同業者仲間は冷たい?!: '図書館の自由'理念は、みんなにやさしい社会の創造に役立たない死刑判決ではなく、社会的背景と確信犯のココロとアタマの中をよく考え'知ろうとしろ?'と言っている」『みんなの図書館』no.575, 2025.02, pp.29-50
- ・ 「大阪大助教の論文に不正、図表107個で捏造、改ざん 「特に悪質」」『朝日新聞』2025.02.07. 18:15. <https://digital.asahi.com/articles/AST272R8JT27PLBJ002M.html> <https://archive.is/aUvy8>
- ・ 「大阪大学の元助教が研究不正 図表107点で捏造や改ざん」『日本経済新聞』2025.2.7. 23:00. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UF07DM70X00C25A2000000/> <https://archive.is/wNHUM>
- ・ 「研究活動上の不正行為について」『大阪大学』2025.02.07. <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/topics/2025/02/07001> <https://archive.is/0t037>
- ・ 「週刊ダイヤモンド、最新号の発売取りやめ フジ関連アンケート結果に誤植」『毎日新聞』2025.02.15. 08:58. <https://mainichi.jp/articles/20250215/k00/00m/040/030000c> <https://archive.is/xhefg>
- ・ 「フジテレビ特集を予定の「週刊ダイヤモンド」最新号、発売中止・謝罪 理由・対応を説明」『産経新聞』2025.02.17. 10:02. <https://www.sankei.com/article/20250217-QXWJ6QKA6VIADIZMWMGPERK27U/>
- ・ 志田陽子「連載 文化・芸術と憲法 第7回(最終回)『文化享受の権利』の社会実装に向けて」『法学館憲法研究所』2025.02.27. https://www.jicl.jp/articles/topics_culture_20250224.html <https://archive.is/qKn6>
- ・ 廣森直子「司書職が専門性を発揮できる労働環境～我慢するか、やめるしか選択肢がない～」(「これでいいのか図書館～会計年度任用職員の継続雇用を求める院内集会～」)2025.02.19. <https://www.youtube.com/watch?v=9VURVt1MjIE> ※自由宣言、倫理綱領についてのコメントあり。

虚偽情報、フェイクニュース対策・SNS規制

- ・ 「SNS 偽情報、違法例示す指針策定へ 選挙規制は政党協議」『日本経済新聞』2025.02.01. 18:30. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA307940Q5A130C2000000/>
- ・ 「選挙を動かすネット動画、偽情報や中傷にどう向き合えばいいのか 「広告収入の透明化必要」 「規制、監視はプライバシー犠牲」」『47NEWS』2025.02.02. 09:00. <https://www.47news.jp/12112648.html> <https://archive.is/2BLP7>
- ・ 「SNS 選挙偽情報に罰則、自民案 妨害行為阻止、表現制約懸念も」『共同通信』2025.02.05. 19:15. <https://nordot.app/1259813644274631051>
- ・ 「SNS 選挙、収益目的化に懸念 自民調査会「選挙の健全性阻害」」『共同通信』2025.02.06. 20:35. <https://nordot.app/1260195885332530161>
- ・ 「立憲民主党、SNS 偽情報の対策議論へ 公選法改正 WT 設置」『日本経済新聞』2025.02.07. 17:00. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA0794M0X00C25A2000000/>
- ・ 「子どもの SNS 利用 有害情報からの保護強化で議論 こども家庭庁」『NHK NEWS WEB』2025.02.13. 06:41. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250213/k10014720611000.html> <https://archive.is/CGB6s>
- ・ 「総務省がインターネット広告で初指針 偽情報対策、リスク明示し広告主側に自主対応要請」『産経新聞』2025.02.26. 16:16. <https://www.sankei.com/article/20250226-BWHJBAWCAVMJ30VIHA4LDYD6CE/>

プライバシー・個人情報保護

- ・ 「個情委、DeepSeek 利用に留意を 「中国の法令が適用」」『日本経済新聞』2025.02.03. 18:57. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA038GB0T00C25A2000000/>
- ・ 「ディープシークの生成 AI 利用にあたって留意必要 政府委員会」『NHK NEWS WEB』2025.02.04. 12:50. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250204/k10014711931000.html> <https://archive.is/wxpsC>
- ・ 「個人情報保護委員会、中国 AI 「DeepSeek」 利用に注意喚起 林官房長官も「留意を」」『ITmedia NEWS』2025.02.04. 15:00. <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2502/04/news140.html> <https://archive.is/NFcvH>
- ・ 「万博協会、個人情報保護方針改正を検討 有識者「幅広く取得し利用目的も不明確」」『産経新聞』2025.02.07. 15:35. <https://www.sankei.com/article/20250207-RIZBLC6FYAZFLJ5JW25U2H74LI/> <https://archive.is/HcOim>
- ・ 「万博チケット購入で「顔画像や指紋など第三者に提供も」、個人情報規約に SNS 上「ヤバすぎる」…協会が修正検討」『読売新聞オンライン』2025.02.08. 07:09. <https://www.yomiuri.co.jp/expo2025/20250208-0YT1T50044/> <https://archive.is/hWwSI>
- ・ 「AI 開発や活用の新法案 国会に提出 リスク施策や開発推進 政府」『NHK NEWS WEB』2025.02.28. 20:01. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250228/k10014735811000.html> <https://archive.is/eSp1B>

公職選挙法の改正

- ・ 「品位を損なう選挙ポスター禁止 公選法改正案 衆院特別委で可決」『NHK NEWS WEB』2025.02.25. 19:26. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250225/k10014732681000.html> <https://archive.is/2Ecl1>
- ・ 「選挙ポスターの品位求める規定新設、公選法改正案が衆院特別委で可決…今国会で成立へ」『読売新聞オンライン』2025.02.25. 17:06. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250225-0YT1T50119/>

沖縄県議会事務局による県民情報の漏洩

- ・ 「「名前知られ「恐怖と怒り」 県議批判した県民の個人情報 沖縄県議会事務局が議員本人に伝える」『沖縄タイムス』2025.02.18. 06:27. <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1528373>
- ・ 「沖縄県議を批判する市民の氏名やアドレス 県議会事務局が議員本人に提供 識者「圧力につながり不適切」」『沖縄タイムス』2025.02.18. 05:00. <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1526856> <https://archive.is/M6VQ3>
- ・ 「県議会事務局が批判者の個人情報を県議に提供 事務局の認識は「問題ない」 県議は個人情報を黒塗りして SNS で公開」『RBC』2024.02.17. 17:10. <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/rbc/1735965>

<https://archive.is/AusMi>

未成年者の選挙運動

- ・ 「未成年者の選挙運動禁止は違憲 高校生4人が東京地裁に提訴」『NHK NEWS WEB』2025.02.28. 18:43. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250228/k10014736491000.html> <https://archive.is/Vv6HP>
- ・ 「未成年の選挙運動禁止は「憲法違反」と提訴 高校生「法律に怒り」」『朝日新聞』2025.02.28. 18時59分 <https://digital.asahi.com/articles/AST2X3139T2XUTIL00CM.html>

2025年3月

- ・ 松井正英 (こらむ図書館の自由) 「児童生徒に関する情報の共有について考える」『図書館雑誌』vol.119, no.3, 2025.03, p.123.
- ・ 山口真也「書評 小南理恵著「読書の自由」の成立史：1950年代アメリカの図書館員と出版者」『図書館界』Vol.76, No.6, 2025.03, pp.374-375.
- ・ 片山ふみ, 坂本俊「堺市立図書館におけるBL(ボーイズラブ) 図書の規制を 取り巻く論点の整理」『聖徳大学研究紀要』35, 2025.3.21, pp.49-56. <https://seitoku.repo.nii.ac.jp/records/2000296>

虚偽情報、フェイクニュース対策・SNS規制

- ・ 「災害時のSNSデマ、懸念9割 28都府県が法規制要望」『共同通信』2025.03.01. 21:11. <https://nordot.app/1268541250927198785?c=302675738515047521>
- ・ 「偽情報対策「企業に責任」57% ネット発達、良い・悪い拮抗」『日本経済新聞』2025.03.02. 19:00. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA137WT0T10C25A2000000/>
- ・ 「選挙ポスターの品位は SNSで偽情報拡散は「2馬力」は？」『NHK NEWS WEB』2025.03.03. 11:56. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250303/k10014734171000.html> <https://archive.is/XCwar>
- ・ 「選挙でのSNS偽情報対策を強化へ、石破首相「罰則適用や迅速な削除対応をやっていく」」『読売新聞オンライン』2025.03.06. 23:25. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250306-0YT1T50220/>
- ・ 「虚偽拡散防ぐXの「ノート」、ほとんど機能せず 昨秋の兵庫県知事選」『朝日新聞』2025.03.10. 10:10. <https://www.asahi.com/articles/AST371VVST37PTIL014M.html>
- ・ (山口真一のメディア私評) 「子どものSNS 規制だけでなく安全利用へ複合対策を」『朝日新聞』2025.03.14. 05:00. <https://digital.asahi.com/articles/DA3S16169669.html>
- ・ 「「野放し状態」のSNS誹謗中傷、本当に減らせる? 「即削除・凍結」を可能にする法律、いよいよ始まるけど」『東京新聞』2025.03.14. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/391619>
- ・ 「SNS規制なのか? 政府が「情プラ法」4月施行を閣議決定 “第三者”による削除要請が物議」『ITmedia NEWS』2025.03.12. <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2503/12/news185.html>

個人情報・プライバシー保護

- ・ 「刑事デジタル法案について、市民のプライバシーの権利や防御権を保護・実現するための修正を求める会長声明」『日本弁護士連合会』2025.03.07. <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2025/250307.html>
- ・ 「142年目の大転換、官報電子化で破産公告が検索不可に~プライバシー保護強化、与信業界は影響懸念」『東京商工リサーチ』2025.3.15. https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1201168_1527.html
- ・ 「「性犯罪マップ」が物議 事件・加害者情報などマッピング、誰でも閲覧可能 個人情報保護の観点で疑問の声」『ITmedia NEWS』2025.3.17. <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2503/17/news169.html> <https://archive.is/M8jv2>
- ・ 杉本崇「官報が電子化 2025年3月から破産などプライバシー配慮記事は検索不可」『ツギノジダイ』2025.03.18. <https://smbiz.asahi.com/article/15671436>
- ・ 「能動的サイバー防御、審議入り プライバシー侵害など、野党から懸念」『朝日新聞』2025.3.19. <https://www.asahi.com/articles/DA3S16173513.html>
- ・ 「AI向け学習データ提供、同意不要に 相手先公表など条件」『日本経済新聞』2025.03.21. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA194XB0Z10C25A3000000/> <https://archive.is/7uEFj>

- ・ 「政府による監視とプライバシー保護、両立可能か？ 米英独の事例とは」『朝日新聞』2025.03.23. <https://www.asahi.com/articles/AST3623XST36UTFK01GM.html>
- ・ 「「能動的サイバー防御」導入法案 衆院内閣委で参考人質疑」『NHK NEWS WEB』2025.3.28. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250328/k10014763561000.html> <https://archive.is/7A0bK>
- ・ 「英国図書館 (BL) に対する 2023 年のランサムウェア攻撃 (文献紹介)」『カレントアウェアネス-R』2025.03.28. <https://current.ndl.go.jp/car/245737>
- ・ 「万博の個人情報規約改訂、指紋やパスワードなど削除…第三者提供先も限定」『読売新聞』2025.03.29. <https://www.yomiuri.co.jp/expo2025/20250329-0Y01T50002/> <https://archive.is/giKat>

日本学術会議法案と学問の自由

- ・ 「(社説) 学術会議の法案 学問の自由脅かし 禍根を残す」『朝日新聞』2025.03.08. 05:00 <https://www.asahi.com/articles/DA3S16165451.html> <https://archive.is/GTzpl>
- ・ 「【学術会議法案】懸念払拭へ審議尽くせ」『高知新聞 PLUS+』2025.03.18. 05:00. <https://www.kochinews.co.jp/article/detail/841386> <https://archive.is/5akAN>
- ・ 「<社説> 学術会議改組 学問の自由侵害を憂う」『東京新聞デジタル』2025.03.18. 07:14 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/392506> <https://archive.is/SLt4G>
- ・ 日本弁護士連合会「日本学術会議法案に反対する会長声明」2025.03.18. https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2025/250318_2.html <https://archive.is/SvCYu>

2025年4月

- ・ 「沖縄県がヘイトスピーチ解消条例に基づき差別的言動と初認定」『NHK NEWS WEB』2025.04.02. <https://www3.nhk.or.jp/lnews/okinawa/20250402/5090031098.html>
- ・ 「石破首相、国会図書館に1時間超＝自民から「のんき」批判も」『時事通信ニュース』2025.04.02. 16:50. <https://sp.m.jiji.com/article/show/3484756>
- ・ 山口真也(こらむ図書館の自由)「自由宣言ポスターをめぐる2つのエピソード」『図書館雑誌』vol.119, no.04, 2025.04, p.187
- ・ 「公立図書館や官公庁の本購入は原則定価で…出版4団体が要求方針、街の書店との取引促す」『読売新聞』2025.04.24. <https://www.yomiuri.co.jp/culture/book/articles/20250423-0YT1T50156/>
- ・ 「性表現や暴力シーンある雑誌やDVD回収「白ポスト」長崎市では閉鎖…ゴミ箱のように扱われ火災の危険も：地域ニュース」『読売新聞オンライン』2025.04.26. 14:35. <https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20250426-0YTNT50066/> <https://archive.is/bYRxm>
- ・ 福井佑介「図書館現象の時代における「知る権利」と「知る自由」」／山田健太「いま(面白い)を問い直す」ほか 『現代思想』2025年5月号, 2025.4.28. ※ 「「表現の自由」を考える——ヘイトスピーチ、ネット炎上、そして「トランプ2.0」…」という特集の下で、表現の自由に関わる論考が多数掲載。

自閉症の人などを「困った人」と表現した書籍

- ・ 伊藤大介「自閉症はナマケモノ、ADHD はサル、発達障害や精神疾患を動物で分類し「職場の困った人」扱い「うまく動かす心理術」カウンセラーの新刊「差別を助長」と物議」『まいどなニュース』2025.04.16. <https://maidonnews.jp/article/15713028> <https://archive.is/Qi9LL>
- ・ 伊藤大介「「差別意識なかった」「障害者を動物扱い」物議の新刊著者カウンセラー「愛らしい表現に」」『まいどなニュース』2025.04.17. <https://maidonnews.jp/article/15714540> <https://archive.is/dcsI2>
- ・ 野口博之「自閉症やADHDの人を動物で表現、職場の「困った人」扱いに批判 カウンセラーの新刊でイラスト担当が謝罪「真摯に受け止める」」『J-Cast ニュース』2025.04.17. 18:23. <https://www.j-cast.com/2025/04/17503580.html?p=all> <https://archive.is/iQYEu>
- ・ 野口博之「自閉症の人を「困った人」…著書炎上中のカウンセラー、取材に意図を説明 「1、2日中に出版社とコメント出したい」『J-Cast ニュース』2025.04.18. 13:43. <https://www.j-cast.com/2025/04/18503599.html?p=all> <https://archive.is/9EVID>
- ・ 社会班「発達障害者などを「困った人」扱いで「炎上」の書籍、出版差し止め求める署名開始 当事者

「深く傷付き落胆」 『J-Cast ニュース』2025.04.18. 19:34. <https://www.j-cast.com/2025/04/18503643.html?p=all>

- ・ 伊藤大介 「「障害者を動物扱い」「差別助長」物議の新刊、三笠書房は取材拒否「対応しきれない」」 『まいどなニュース』2025.04.18. <https://maidonanews.jp/article/15715354>
- ・ アンデシュ・ハンセン 「「職場の困った人」を“サル扱い”して炎上…『スマホ脳』著者は「ADHDの強みも理解してほしい」」 『Book Bang』2025.04.18. 11:30. <https://www.bookbang.jp/article/797604>
- ・ 「三笠書房「お詫び」も書籍内容変更には言及せず「差別を助長」批判の新刊、読めば「ご理解いただける」誹謗中傷には「法的措置をとる」」 『まいどなニュース』2025.04.19. 06:50. <https://maidonanews.jp/article/15716850> <https://archive.is/NQZzg>
- ・ 「「ADHDは手柄横取り」「ASDは異臭を放つてもおかまいなし」職場心理術の新刊が物議。「職場での“誤った診断ごっこ”に繋がるだけでは」当事者会代表も懸念」 『日刊SPA!』2025.04.22. 08:53. <https://nikkan-spa.jp/2087963>
- ・ 「社会班 「職場の困った人」で波紋の本、著者の肩書「産業カウンセラー」を修正 商標権者が警告、版元は反発も「紛争回避」優先」 『J-Cast ニュース』2025.04.23. 20:00 <https://www.j-cast.com/2025/04/23503763.html?p=all>

虚偽情報、フェイクニュース対策・SNS規制

- ・ 「中国、SNS上の関税関連コンテンツの検閲開始」 『ロイター』2025.04.09. <https://jp.reuters.com/world/us/CTWP63HWTFLURHP7IL60SYYS5Q-2025-04-09/>
- ・ 「自民、偽情報「罰則が論点」 国民投票巡り衆院憲法審」 『時事通信社』2025.04.10. https://www.jiji.com/jc/article?k=2025041000838&g=pol#goog_rewarded
- ・ 「選挙の偽情報規制、表現の自由と難しい線引き 収益得る仕組みも論点」 『朝日新聞』2025.04.10. <https://www.asahi.com/articles/AST492CMOT49UTFK01DM.html>
- ・ 「改憲の国民投票、SNS上の偽情報への「ファクトチェック」は誰が？ 表現の自由を保障する観点からは…」 『東京新聞』2025.4.10. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/397728>
- ・ 「米政府、移民やビザ申請者のSNS投稿検閲 「反ユダヤ主義」巡り」 『ロイター』2025.04.10. <https://jp.reuters.com/world/security/UJRNCGMYRJNTFCJ6UP2E3LSJM-2025-04-10/> <https://archive.is/XZIdd>
- ・ 「【有料記事】「表現の自由、不適切に行使した」 Xに強制停止命令、ブラジル最高裁長官」 『朝日新聞』2025.04.28. <https://www.asahi.com/articles/DA3S16202867.html>

プライバシー・個人情報

- ・ 「EU、暗号通信の合法的な解読を検討へ プライバシー侵害の恐れも」 『朝日新聞』2025.04.02. <https://www.asahi.com/articles/AST4161QYT41UHBI02CM.html>
- ・ 「「性犯罪マップ」に行政指導、“加害者”の情報公開で物議…個人情報保護委員会「違法であり、不当な差別誘発する」」 『弁護士ドットコムニュース』2025.04.04. https://www.bengo4.com/c_23/n_18652/
- ・ 「「性犯罪マップ」公開の団体を行政指導 個人情報保護委員会」 『NHK NEWS WEB』2025.04.04. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250404/k10014770431000.html> <https://archive.is/TPPj3>
- ・ 「“性被害 発生場所や加害者情報” 波紋広げたサイトが閉鎖」 『NHK NEWS WEB』2025.04.04. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250403/k10014768841000.html> <https://archive.is/Bnf4a>
- ・ 「能動的サイバー防御」導入法案 衆院本会議で可決 参議院へ」 『NHK NEWS WEB』2025.04.08. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250408/k10014773221000.html> <https://archive.is/ij0TI>
- ・ 「能動的サイバー防御法案が衆院通過 「通信の秘密」尊重規定を追加」 『朝日新聞』2025.04.08. <https://www.asahi.com/articles/AST481PT4T48UTFK00PM.html> <https://archive.is/DfGaZ>
- ・ 「【会員限定記事】能動的サイバー防御法案が衆院通過 政府がネット通信情報を分析、「無害化」権限も付与 運用は第三者が監視」 『東京新聞』2025.04.08. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/397185>
- ・ 「保秘付き「電子データ提供命令」に懸念 刑事デジタル法案で修正協議」 『朝日新聞』2025.04.09. 05:00. <https://digital.asahi.com/articles/AST482J8NT48UTIL001M.html>
- ・ 「電子データ提供、保秘の期限明示 刑事デジタル法案、修正へ」 『朝日新聞』2025.04.16.05:00 <http://www.asahi.com/articles/DA3S16202867.html>

[s://digital.asahi.com/articles/DA3S16195196.html](https://digital.asahi.com/articles/DA3S16195196.html)

- ・「大阪大学附属図書館全4館に世界最高水準の顔認証を導入、国立大学初、入館ゲートと自動貸出返却装置を顔認証で利用可能に～学生・教職員約3万人の快適な図書館利用を実現～」『大阪大学』2025.04.21. https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/public-relations/press_release/6e1h2u/brf8bl/20250421_01
- ・「閉鎖された「性犯罪マップ」、背景に何が 当事者や識者が見た懸念」『朝日新聞』2025.04.20. <https://www.asahi.com/articles/AST4H3H27T4HUTIL00VM.html>

日本学術会議法案と学問の自由

- ・「日本学術会議 法人化法案の修正 国会に対し求める決議」『NHK NEWS WEB』2025.4.15. 21:48 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250415/k10014780361000.html>
- ・「日本学術会議 国から独立した法人とする新法案 衆院で審議入り」『NHK NEWS WEB』2025.4.18. 18:35. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250418/k10014783241000.html>
- ・「学術会議法人化・解体法案反対！ 国会議員会館前でスタンディング」『レイバーネット』2025.04.18. <http://www.labornetjp.org/news/2025/0418hokoku>
- ・群馬弁護士会「日本学術会議法案に反対する会長声明」2024.4.21. <https://www.gunben.or.jp/uploads/2025/04/7c47ba3802ac27514b2496927d3db148-1.pdf>
- ・「学問の自由を守れるか 学術会議の法人化法案が審議入り」『中日新聞』2025.4.23. 16:00. <https://www.chunichi.co.jp/article/1057171>
- ・「2025 焦点・論点学術会議解体法案 歴史の教訓は 明治大学教授(日本近現代史) 山田朗さん 学問の統制は突破口 自由奪い戦争に動員」『しんぶん赤旗』2025.4.24. https://www.jcp.or.jp/akahata/a/aik25/2025-04-24/2025042403_01_0.html

2025年5月 (5月5日まで)

虚偽情報、フェイクニュース対策・SNS規制

- ・「SNS規制で温度差＝与野党が偽情報防止で議論」『時事通信社』2025.05.03. <https://sp.m.jiji.com/article/show/3507657?free=1>
- ・「【会員限定記事】憲法が問う「表現の自由」 SNS偽情報、権利乱用は認めず」『日本経済新聞』2025.05.03. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA155QMOV10C25A4000000/>
- ・「選挙でのSNS発信「規制強化」52%「今のままで」35% 世論調査」『NHK NEWS WEB』2025.05.04. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250504/k10014796531000.html> <https://archive.is/R76zI>
- ・「聞き手・小池淳「止まらない中傷、SNSの規制か「表現の自由」か 憲法学者の答えは」『朝日新聞』2025.5.5. 6:00 <https://www.asahi.com/articles/AST532GTQT53PIHB016M.html>

7. 委員会からのおしらせ

●最新刊！『戦争と図書館—戦時下検閲と図書館の対応 第109回全国図書館大会講演録』

新屋朝貴，濱慎一，荒木英夫著 日本図書館協会図書館の自由委員会編
日本図書館協会 2024年9月刊 (JLA Booklet no.17)
A5サイズ 63p 1000円(税別) ISBN978-4-8204-2403-1

2022年2月に始まった「ロシア・ウクライナ戦争」では、図書館の閉鎖、特定の書籍を撤去する取り組みなどが行われていると報じられています。日本においても、太平洋戦争で多くの図書館が被災し、蔵書の焼失、散逸などの被害に見舞われました。一方で、戦時下の統制において図書館が「思想善導」の機関としての役割を果たしたことも忘れてはなりません。本書は、第109回全国図書館大会分科会「戦争と図書館」の講演録です。太平洋戦争中の思想統制、図書館への弾圧、図書館人の抵抗などをテーマとする3つの講演を収録しています。資料提供の自由を使命とする図書館のあり方を考えるとき、ぜひ手にしたい一冊です。



【もくじ】 新屋朝貴「講演 旧大橋図書館から引き継がれた発禁本」／濱慎一「講演 戦時下における県中央図書館と地方中央図書館―旧上伊那図書館の資料から」／荒木英夫「講演 戦時下の図書館での思想統制―検閲の事例と「図書館の自由」への道～」

【お詫びと訂正】 本書内に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

| ページ・行 | 誤 | 正 |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| p.12 下から5行目 | 竹内善作の抵抗という点では、このような文章も残っています。 | 竹内善作の抵抗という点では、坪谷善四郎による次のような文章も残っています。 |
| p.13 上スライド見出し 同上 本文4行目 | 竹内善作の抵抗 竹内善作「搗粉木の重箱掃除」 | 坪谷善四郎の抵抗 坪谷水哉(善四郎)「搗粉木の重箱掃除」 |
| p.20 注1) | 竹内善作「搗粉木の重箱掃除」 | 坪谷水哉(善四郎)「搗粉木の重箱掃除」 |

●利用案内・図書館の自由展示パネル「なんでも読める 自由に読める!？」(2023年10月改訂)

図書館の自由委員会では、「図書館の自由」にかかわるさまざまな資料をわかりやすく提示する展示パネル「なんでも読める 自由に読める!？」を作成しています。2013年10月に、新型コロナパンデミックと図書館の自由、2019年策定「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」についてなど最近の課題を追加し、全15枚に改訂しました。どうぞご利用ください。

- 📄 パネルの概要： B2横(51×72cm)15枚 アルミフレーム入り
 - 📄 解説リーフレット： 会場配布用、展示資料目録も掲載、A3両面印刷二つ折り
 - 📄 使用料： 無料 ※片道の送料をご負担ください。(170サイズ1個口、3,000～4,000円程度)
 - 📄 問合せ・申込先： 図書館の自由委員会事務局(連絡先は本誌奥付に記載)
- 詳細 URL：<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13728292/www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/686/Default.aspx>

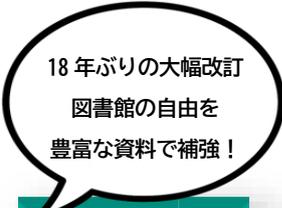
●好評発売中!『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』(第3版)

日本図書館協会図書館の自由委員会編 日本図書館協会 2022年5月刊
A5サイズ 230p 1500円(税別) ISBN978-4-8204-2202-0

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13728292/www.jla.or.jp/publications/tabid/87/pdid/p11-0000000590/Default.aspx>

2004年の第2版から18年、この間、図書館をめぐるあらゆる状況が変化してきました。本書はその変化を踏まえて、図書館運営の根本原則と言える「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」を詳細に解説しています。あわせて、日本図書館協会の声明や見解、34点に及ぶ関連法規の抄録、諸外国の基準も豊富に収録しました。図書館の自由にかかわる問題が起きたときに、本書が冷静に判断する一助となるでしょう。

【主な内容】 1. 宣言の採択・改訂とその後の展開(宣言の採択/図書館の自由の展開/自由委員会の成立と宣言改訂/宣言改訂以降の図書館の自由をめぐる問題ほか) 2. 宣言の解説(国民に対する約束/図書館員の職業倫理/知る自由と図書館の自由/知る自由と情報公開/あらゆる資料要求にこたえる/提供の自由とその制限/図書館が知りうる事実とプライバシー保護ガイドライン/図書館と検閲/国民の支持と協力ほか) 3. 資料編(日本図書館協会の基準・見解) 図書館員の倫理綱領/差別的表現と批判された蔵書の提供について/デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドラインほか(法令関連条文) 情報公開法/公文書管理法/障害者差別解消法/刑法/特定秘密保護法/少年法/マイナンバー法ほか(諸外国の基準) 世界人権宣言/児童の権利に関する条約/ユネスコ公共図書館宣言/IFLAインターネット宣言ほか)



【お詫びと訂正】 本書内に下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

| ページ・行 | 誤 | 正 |
|----------|------------|------------|
| p20 6行目 | 進展とともに頻出し | 進展とともに頻出し |
| p36 17行目 | 提供制限をしながら | 資料提供をしながら |
| p187 3行目 | 1948年6月18日 | 1939年6月19日 |

● 「図書館の自由に関する宣言」はがき、
デザインをリニューアル!

📧 はがき 10 枚セット価格： 100 円+送料実費

📧 はがき 5 枚・宣言小冊子 1 冊セット価格：
100 円+送料実費 (📄)

📧 代金支払方法： 郵便切手、応相談

📧 問合せ： 図書館の自由委員会事務局
(連絡先は本誌奥付に記載)



● 『図書館の自由』ニュースレター 電子版配信案内

電子版(無料)配信希望者は、受信を希望するメールアドレスから、
電子メールにてご連絡ください。

📧 宛先： jiyu★jla.or.jp (送信時に★を@(半角)に変えてください)

📧 件名： 「新規配信希望」としてください。

📧 本文： 個人の場合は「氏名・所属等(任意)」、団体の場合は「団体名・担当係(者)名」をご記入ください。

※受信希望アドレスから送信できない場合は、本文中に受信希望アドレスをご記入ください。

※受領のご連絡をしますので、返信のない場合はお手数ですが再度ご一報ください。

※読み上げソフト利用の都合などで Word 形式をご希望の方はお知らせください。

なお、本誌はダウンロードして図書館等で印刷して提供できます。

図書館の自由委員会からのお知らせは、協会 X からも提供しています。(https://x.com/JLA_information)

日本図書館協会/JLA @JLA_information

#自由委員会 をつけていますのでこちらもご活用ください。

図書館の自由 第127号 (2025年5月30日)

編集・発行： 公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会

不定期刊

問合せ・連絡先： 公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会事務局

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

電話 (03) 3523-0814

E-mail jiyu★jla.or.jp (送信時に★を@(半角)に変えてください)

電子版購読費： 無料
